

令和3年度 6月補正予算（追加分）の内容について

◆各会計の補正予算額

(単位：千円)

会 計		補 正 前	補 正 額	計
一 般 会 計		21,705,500	45,000	21,750,500
特別会計	国民健康保険	5,360,000	-	5,360,000
	介護保険	4,500,000	-	4,500,000
	後期高齢者医療	697,800	-	697,800
企業会計	都市開発事業	30,300	-	30,300
	水道事業	2,358,000	-	2,358,000
	下水道事業	3,115,000	-	3,115,000
合 計		37,766,600	45,000	37,811,600

(一般会計の補正内容)

内容	担当課	補正額	資料
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給経費 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で生活困窮に陥った方を対象に、就労による自立を図るための支援金を支給する。	社会福祉課	20,000	①
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業経費 世代ごとの接種に応じ柔軟かつきめ細やかに対応し、希望する市民が混乱なく安心して接種できるよう、ワクチンの接種体制のさらなる拡充を図る。	健康増進課	25,000	②

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、総合支援資金の再貸付が終了するなどにより特例貸付を利用できない世帯が出ることから、就労による自立を図るため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する。

2. 事業内容

【支給対象者】 ①～④の要件を全て満たす方

- ①緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（次のいずれか）
 - ・総合支援資金の再貸付を既に借り終わりもしくは8月までに借り終わる世帯
 - ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
 - ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
- ②収入がⅠ（市民税の均等割が非課税となる収入額の1/12）＋Ⅱ（生活保護の住宅扶助基準額）の合計を超えていないこと（月額）
※単身世帯の場合110,300円以下、2人世帯の場合157,000円以下等
- ③資産が、上記Ⅰの6倍以下の額であること
（ただし100万円を超える場合は100万円以下）
- ④今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
 - Ⅰ 公共職業安定所に求職を申し込み、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - Ⅱ 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

【支給額（月額）】

単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

【支給期間】

3か月間

【申請期間】

令和3年7月1日～8月31日

【事業費】

2,000万円（国費10/10）

【お問い合わせ先】

市民福祉部社会福祉課 ☎0794-63-1011（直通）

新型コロナウイルス ワクチン接種体制確保事業

1. 事業概要

新型コロナウイルスワクチン接種について、世代ごとの接種に応じ柔軟かつきめ細やかに対応し、希望する市民が混乱なく安心して接種できるよう、ワクチンの接種体制のさらなる拡充を図る。

(6月補正の主なもの)

- ・集団接種会場における夜間の接種体制確保
- ・1日あたり接種可能人数の増員への対応
- ・個別接種の促進に向けた医療機関への支援 等

2. 事業内容

- ①接種対象：12歳以上の市民（接種は努力義務）
- ②接種費用：国が負担
- ③接種回数：1人2回接種（接種間隔21～28日程度）
- ④接種場所：公共施設での集団接種
医療機関での個別接種

3. 令和3年度事業費

79,000千円(6月補正:25,000千円+当初予算:54,000千円)

※別途、令和2年度からの繰越予算：52,300千円

〔経費内訳〕 ※財源はすべて国費

- ・6月補正…接種会場運営に係るスタッフ委託料（増員分）
人材派遣委託料（増員分）
個別接種事務費委託料（新規）
会計年度任用職員報酬、職員手当等（増員等）

【お問い合わせ先】

市民福祉部健康増進課 ☎0794-63-3977(直通)